

北海道公安委員会公聴会規則

北海道公安委員会規則第 6 号

昭和29年 8月12日

改正 平成14年12月27日公安委員会規則第 8 号

北海道公安委員会公聴会規則を、次のように定める。

北海道公安委員会公聴会規則

第 1 条 北海道公安委員会（北海道方面公安委員会を含む。以下「公安委員会」という。）は、警察の管理を民主的、かつ、合理的に行うため、諸団体役職員その他民間の学識経験を有する者の参加を求め、警察運営に関する意見、批判等をきく公聴会（以下「公聴会」という。）を開催するものとする。

第 2 条 公聴会は、方面公安委員会にあつては方面ごとに開催するものとする。

第 3 条 公聴会の開催期日、参加する者の人選及び人数は、公安委員会の決定によるものとする。

2 公聴会に参加する者への通知は、その都度書面をもって行う。

第 4 条 公聴会は、公安委員が 2 人以上出席しなければ開くことができない。

第 5 条 この規則に定めるもののほか、公聴会の運営に関し、必要な事項は、公安委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年 1 月 1 日から施行する。